

生食衛発0415第1号

平成28年4月15日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部生活衛生課長

(公 印 省 略)

熊本県熊本地方を震源とする地震による
被災者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

平成28年4月14日に熊本県熊本地方で発生した地震に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せてお願いいたします。

生食衛発0415第1号

平成28年4月15日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部生活衛生課長

(公 印 省 略)

熊本県熊本地方を震源とする地震による
被災者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

平成28年4月14日に熊本県熊本地方で発生した地震に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の公衆浴場に対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。

被災者への宿泊施設の提供について

最終更新日:2016年4月21日

被災された方々のうち、高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方々を対象として、旅館、ホテルを緊急避難所として紹介します。

注:多くの旅館ホテル等が被災しており、受け入れ可能な施設や人数が限定されることから、宿泊施設をご紹介できない場合がございます。

対象者

ご自宅が損壊するなどして避難所等で生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦などの特別な配慮が必要な方とその介助者

提供内容

宿泊施設、食事、入浴(専門的な介護、特別な配慮を要する食事の提供を除く。)

提供期間

応急仮設住宅等の整備により避難所として利用する必要がなくなるまで

費用

無料

申し込み方法

各市町村

ただし、宇土市、益城町、南阿蘇村の方は、熊本県薬務衛生課に直接お問い合わせください。

このページに関する

お問い合わせは

健康福祉部 薬務衛生課

電話:096-333-2245

ファックス:096-383-1434

✉ yakumueisei@pref.kumamoto.lg.jp